

平成21年11月6日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 平成21年度原子力総合防災訓練の実施について

原子力施設において、万一放射性物質が環境に大量に放出されるなどの緊急事態が発生した場合、原子力災害対策特別措置法に基づいて、国、地方自治体、事業者が一体となって、周辺住民の安全確保等のための応急対策を講じることとされています。

本訓練は、同法第13条等に基づき、こうした緊急事態対応の訓練を行うものであり、今年度は茨城県の日本原子力発電株式会社東海第二発電所における緊急事態を想定した訓練を12月21日(月)及び22日(火)の2日間実施します。

### 1. 今年度の実施日

平成21年12月21日(月)・22日(火)

### 2. 訓練対象施設

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

### 3. 参加機関等

政府機関： 経済産業省、内閣官房、内閣府、文部科学省 等

自治体： 茨城県、東海村、ひたちなか市、那珂市、日立市、常陸太田市

事業者： 日本原子力発電株式会社

関係機関： (独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所、  
(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター 等

### 4. 実施場所

東京都： 総理大臣官邸、経済産業省原子力安全・保安院 等

茨城県： 茨城県原子力オフサイトセンター、茨城県庁、東海村役場、各市役所、日本原子力発電株式会社 東海第二発電所等

## 5. 主要な実施内容

### (1) 訓練想定

日本原子力発電株式会社東海第二発電所において、原子炉を冷却する水が漏えいし、原子炉を停止。その後、非常用炉心冷却設備等が動作するものの、相次ぐ故障により原子炉の全ての冷却機能が喪失し、最終的に放射性物質が外部に放出されるに至る事態を想定する。

### (2) 実施項目

- ・ 経済産業省警戒本部の設置などの初動対応訓練
- ・ 内閣総理大臣による緊急事態宣言発出、政府原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置などに係る訓練
- ・ 住民避難などの緊急事態応急対策に係る訓練
- ・ 緊急事態の解除に係る訓練

### (3) 本年度の特徴

- ・ 自家用車を使用した住民避難の実施
- ・ 茨城県地域防災計画に基づく「避難計画の基本型」を活用した防護区域設定の訓練
- ・ 訓練全体を対象とした外部評価の導入
- ・ JCO臨界事故から10年目で初めての茨城県開催

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力防災課：常泉、甲斐

電話：03-3501-1511（内線4911～7）

電話：03-3501-1637（直通）